

令和3年4月
警察庁

「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和3年2月5日から3月6日までの間、「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、24件の御意見を頂きました。

「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和3年内閣府令第28号）
- (2) 国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（令和3年内閣府・国土交通省令第1号）
- (3) 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件（令和3年国家公安委員会告示第14号）

2 命令等の案を公示した日

令和3年2月5日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本命令案等に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 24件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	24件
電子メール	0件

F A X
郵 送

0 件
0 件

「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令案」関係

同内閣府令案に対しては、

- 個人が所有する物も特例措置の対象にしてほしい。
- 「小回り右折」により交差点を右折するのは危険である。
- 乗車用ヘルメットの着用義務をなくすことは、危険であるので反対。
- 事業者に対し、利用者が希望すれば乗車用ヘルメットを使用できるようにする措置を義務付けるべき。
- 電源が入っている電動キックボードを押し歩く者の法的扱いを明確にすべき。

といった御意見がありました。

個人所有の電動キックボードも特例措置の対象としてほしいとの御意見をいただきましたが、本内閣府令案は、電動キックボードを貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第3項に規定する新事業活動を行いたいという事業者からの要望を踏まえて、規制の特例措置を設けるものです。

本特例措置の対象となるためには、各事業者において、同法の規定に基づき、新事業活動計画に関する経済産業大臣の認定を受ける必要がある上、本新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合には、各事業者において必要な措置をとることが必要です。また、各事業者において、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく基本的な交通ルールや、電動キックボードの乗り方等に関して、利用者を教育することが予定されていることから、本特例措置の対象を、各事業者から貸し渡されている電動キックボードに限定することで、一定の安全性が確保されるものと考えております。

また、「小回り右折」等について、本特例措置においては、あらかじめ、新事業活動実施区域から交通の著しく頻繁な道路を除外し、交通量の多い交差点を電動キックボードが通行することを避けるとともに、電動キックボードを押し歩いている者を歩行者とし、必要に応じて歩行者の通行方法によって交差点を通行す

ることができることとし、電動キックボードの安全な通行を確保したいと考えております。

さらに、乗車用ヘルメットについては、令和2年度に産業競争力強化法に基づき行われた電動キックボードに係る新事業活動（以下「令和2年度新事業活動」という。）において交通事故が発生していないことに加え、本特例措置の対象となる電動キックボードの最高速度を15km/hに制限すること、前記のとおり新事業活動実施区域から交通の著しく頻繁な道路を除外すること等を踏まえ、着用を法的な義務とするまでの必要はないと考えております。ただし、新事業活動の実施に当たっては、各事業者において、乗車用ヘルメットの着用を利用者に推奨することとしております。

加えて、本特例措置の対象となる電動キックボードを押し歩いている者については、当該電動キックボードの機体の電源が入っているか否かにかかわらず、アクセルを操作していないのであれば、歩行者に当たることとなります。

2 「国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令案」関係

同命令案に対しては、

○ 自動車の運転者は、二輪車等の走行に危険を感じており、電動キックボードについても、普通自転車専用通行帯の通行を認めることに懸念がある。といった御意見がありました。

普通自転車専用通行帯における電動キックボードの通行については、令和2年度新事業活動において通行を認めていたところであり、令和2年度新事業活動を通じて現時点では一定の安全性が検証されたことを踏まえ、引き続き本特例措置においても通行を認めることとしております。

3 「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件案」関係

同告示案に対しては、

- 最高速度を引き上げてほしい。
- 15km/hを超える速度を出すことができないことを証明するのは困難であるため、最高速度又は定格出力のいずれかの基準を満たしていれば足りること

としてほしい。

- 座り乗り型も認めてほしい。
- 車輪の大きさの下限を制限すべき。

といった御意見がありました。

最高速度については、乗車用ヘルメットの着用が任意となること等に鑑み、15km/h以下とすることが適当であると考えております。

また、車体の構造については、令和2年度新事業活動においては、車体の構造の基準として、速度に係るもののほか、運転者席が立席であること等が定められていた一方で、車輪の大きさの基準は設けられていなかったところ、令和2年度新事業活動を通じて、これらの基準を満たす電動キックボードについては、一定の安全性が確認されたことから、本特例措置においても同等の基準とすることが適当であると考えております。

4 その他

本内閣府令案等に対する直接の御意見ではありませんが、指導取締りに関する御意見、車体の安全性の確保及び道路環境の整備に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。